

新しい生活様式を取り入れた面会（介護施設・事業所での実施例②）

ガラス越しでの面会を取り入れた事例

条件

実施方法

工夫など

- ・予約制
- ・面会時間 10分/回
- ・1組の面会者は2～3人まで
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

・ガラス越し面会（エントランス）：1日5組まで。

- ・予約時又は毎月のお便りで、注意事項を説明
- ・面会時間が重なり強い希望がある場合、1ブース追加開放可能。

- ・予約制（水、土、日の14～16時、1日最大8組まで）
- ・面会時間 10分/回

・ガラス越し面会（1階ホール）

- ・ガラス越しでは会話ができないため、同時に携帯電話を使用

- ・予約制
- ・面会者は1名
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

・ガラス越し面会
・生活支援を行う人は居室で面会（15分以内）
・ターミナルの場合は居室内（10分程度。1人ずつ。）

- ・同じ面会者は2週間に1回
- ・家族が遠方の場合、WEB面会。日頃の入居者の様子を写真等を添付してメールで連絡

新しい生活様式を取り入れた面会（介護施設・事業所での実施例③）

オンラインでの面会を取り入れた事例

条 件

- ・予約制（月曜から土曜の13時から15時）
- ・面会時間 20分/回

実施方法

- ・リモート面会（ZOOMで施設と自宅を結ぶ）

工夫など

- ・機会の平等を図るため、予約は1回、面会終了後に次回の予約が可能に
- ・リーフレットを作成し、家族に郵送（ホームページでも案内）

- ・予約制（10時～16時）
- ・テレビ電話 30分/回
- ・面会回数 1週間に1回まで

- ・テレビ電話
- ・ターミナルケア対象の方は居室での面会（15分程度）

- ・予約時に家族に説明、初回はお手紙で注意事項連絡
- ・ターミナルケアの方への面会時は、全身に防護具を着用